

# 山口県報

平成 26 年  
7月29日  
(火曜日)

## 目次

○公告

平成二十六年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………一

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………四

○公安委公告

一般競争入札の実施……………四



(二五二)平成二十六年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十六年六月山口県議会定例会で議決された平成二十六年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十六年七月二十九日

山口県知事 中 岡 隆 敏

平成26年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成26年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33,326,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686,630,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金	1分担金	37,813	158,579	196,392
	2負担金	801,590	2,463,791	3,265,381
9国庫支出金	1国庫負担金	53,167	32,590,098	32,643,265
	2国庫補助金	11,082,582	31,613,351	42,695,933
	3委託金	△10,500	1,816,838	1,806,338
12繰入金	1特別会計繰入金	4,978,566	32,519,047	37,497,613
	2基金繰入金	7,960	6,364,097	6,372,057
14諸収入	1貸付金元利収入	4,970,606	26,154,950	31,125,556
	2受託事業収入	621,646	78,087,835	78,709,481
15県債	1県債	428,679	70,962,815	71,391,494
	2雑収入	155,462	943,429	1,098,891
	6雑収入	37,505	5,786,333	5,823,838
歳入	合計	15,762,000	80,061,600	95,823,600
	合計	15,762,000	80,061,600	95,823,600
歳出	1総務費	33,326,864	653,303,737	686,630,601
	2企画調整費	59,243	28,818,418	28,877,661
費	6防災費	10,000	11,248,198	11,258,198
	1社会福祉費	44,243	7,082,800	7,127,043
3民生費	2企画調整費	5,000	1,477,039	1,482,039
	4児童福祉費	69,685	90,325,717	90,395,402
計	1社会福祉費	52,095	74,645,165	74,697,260
	4児童福祉費	17,590	14,434,970	14,452,560

事	項	期	間	限	度	額
漁業経営緊急対策資 金に係る山口県漁業信 用基金協会に対する損 失補償	平成26年度から 平成28年度まで	山口県漁業信用基金協会が平成26年度に300,000千 円を限度として貸付けを行う漁業経営緊急対策資金 に係る債務保証により受けける損失の1/3に相当する 額				

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舗装補修事業	161,000	証書借入又は 証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の 見直しを行うに ついては、当該見 直しにおいて、直 後に、当該利率に よる。	元利均等半年賦又は元金 均等半年賦、30年以内 の特別のも は、借入先と協議して定 める条件による。
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	373,000			
河川情報基盤緊急整備事業	105,000			
空港建設事業	88,000			
計	727,000			

2 変更

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
県営かんがい排水改良 事業	63,000	証書借入又は 証券発行	年8.0% 以内	元利均等 半年賦又 は元金均 等30年以 内	78,000	証書借入又は 証券発行	年8.0% 以内	元利均等 半年賦又 は元金均 等30年以 内	78,000	証書借入又は 証券発行
広域営農団地農道整備 事業	102,000		利率見直 し方式で 借り入れ する資金 に特別の 条件によ る。	203,000			利率見直 し方式で 借り入れ する資金 に特別の 条件によ る。	203,000		
基幹農道整備事業	17,000			30,000				30,000		
経営体育成基盤整備事 業	208,000		利率の 見直し後 において 当該利率 による。	367,000			利率の 見直し後 において 当該利率 による。	367,000		
県営中山間地域総合整 備事業	120,000			146,000				146,000		
県営農村振興総合整備 事業	18,000			38,000				38,000		
ふるさと農道緊急整備 事業	57,000			100,000				100,000		
県営老朽ため池整備事 業	163,000			177,000				177,000		

4 衛生費	1 公衆衛生費	122,898	20,285,356	20,408,254
	4 環境衛生費	17,474	7,034,995	7,052,469
	8 医薬費	88,760	4,114,465	4,203,225
	2 職業能力開発費	16,664	5,040,757	5,057,421
	5 5,500	4,125,069	4,130,569	
	1,464,697	1,470,197		
6 農林水産業費	1 農業費	4,100,870	29,780,859	33,881,729
	2 畜産業費	146,474	11,285,032	11,431,506
	3 農地地費	2,753	409,993	412,746
	4 林業費	2,050,740	7,136,932	9,187,672
	5 水産業費	1,258,168	6,465,228	7,723,396
	1 商業費	642,735	4,483,674	5,126,409
	2 工業費	763,282	70,139,751	70,903,033
	3 観光費	10,205	2,326,658	2,336,863
	475,723	67,424,590	67,900,313	
	277,354	388,503	665,857	
8 土木費	1 管理費	28,055,375	46,591,750	74,647,125
	2 道路橋りょう費	117,908	7,169,690	7,287,598
	15,580,039	15,013,421	30,593,460	
	3 河川海岸費	6,925,254	13,329,383	20,254,637
	4 港湾費	3,330,592	4,573,370	7,903,962
	5 都市計画費	1,411,436	3,568,734	4,980,170
	6 住宅費	690,146	2,937,152	3,627,298
	1,715	38,652,930	38,654,645	
	1,715	2,801,327	2,803,042	
9 警察費	2 警察活動費	148,296	145,463,266	145,611,562
	1 教育総務費	24,624	18,613,819	18,638,443
	8 社会教育費	3,000	1,793,603	1,796,603
	11 学事費	120,672	9,926,491	10,047,163
	33,326,864	653,303,737	686,630,601	
第2表 歳出	債務負担行為補正			

地すべり対策事業(農林)	118,000	132,000							
県管海岸保全施設整備事業	94,000	143,000							
湛水防除事業	64,000	98,000							
国管農地再編整備事業負担金	192,000	206,000							
広域基幹林道開設事業	65,000	159,000							
ふるさと林道緊急整備事業	51,000	79,000							
一般治山事業	792,000	755,000							
水源地域緊急整備事業	47,000	87,000							
保安林改良事業	36,000	56,000							
保全林整備事業	38,000	49,000							
林地荒廃防止事業	17,000	18,000							
小規模治山事業	23,000	43,000							
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	20,000	49,000							
漁港漁場機能高度化事業	41,000	85,000							
漁港海岸保全施設整備事業	112,000	89,000							
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	161,000	163,000							
水産資源環境整備事業	22,000	28,000							
道路災害防除事業	94,000	468,000							
単独道路舗装事業	200,000	407,000							
単独道路災害防除事業	129,000	300,000							
単独路側整備事業	150,000	275,000							
道路改良事業	1,728,000	2,914,000							
単独道路改良事業	312,000	2,194,000							
道路直轄事業負担金	1,946,000	4,469,000							
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	573,000	1,125,000							
橋りょう補修事業	1,238,000	2,430,000							
広域河川改修事業	741,000	1,188,000							
河川災害復旧等関連緊急事業	110,000	184,000							
周防高潮対策事業	29,000	330,000							
河川工作物関連応急対策事業	16,000	52,000							
単独河川改修事業	410,000	1,031,000							
自然災害防止事業(河川)	27,000	59,000							
河川直轄事業負担金	99,000	201,000							
堰堤改良事業	29,000	45,000							
堰堤修繕事業	39,000	94,000							
高潮対策事業	82,000	185,000							
侵食対策事業	5,000	36,000							
自然災害防止事業(海岸)	11,000	24,000							
通常砂防事業	542,000	1,264,000							
地すべり対策事業(建設)	87,000	304,000							
急傾斜地崩壊対策事業	535,000	774,000							
単独砂防改良事業	22,000	45,000							
自然災害防止事業(砂防)	179,000	377,000							
港湾改修事業	342,000	459,000							
港湾既存施設有効活用促進事業	10,000	39,000							
港湾環境整備事業	25,000	34,000							
港湾直轄事業負担金	1,236,000	2,696,000							
海岸防災事業	302,000	606,000							

都市計画街路整備事業	517,000	696,000			
単独都市計画街路整備事業	337,000	692,000			
都市公園整備事業	163,000	278,000			
単独都市公園整備事業	23,000	43,000			
公営住宅建設事業	817,800	1,085,800			
計	15,746,800	30,781,800			

平成26年度工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)  
第1条 平成26年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成26年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「島田川工業用水道建設事業費 53,000千円」を「島田川工業用水道建設事業費 96,700千円」に改める。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,875,183千円は、過年度分損益勘定留保資金2,708,957千円及び当年度資本的収入調整額166,226千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,905,783千円は、過年度分損益勘定留保資金2,739,557千円及び当年度資本的収入調整額166,226千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	13,100千円	1,292,101千円	1,305,201千円
第4項 資本剰余金	13,100千円	20,724千円	33,824千円
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	43,700千円	4,167,284千円	4,210,984千円
第1項 建設費	43,700千円	55,300千円	99,000千円

(二五三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月二十九日から同年十二月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月二十九日

山口県知事 村岡 副 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二一番五六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することがある時間帯	午前八時四五分から翌日の午前零時二〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十六日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日



公 告

一 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

ICカード化運転免許証チェックコード生成装置 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十六年七月二十九日から同年九月十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部情報管理課

(三) 受領期限

平成二十六年九月九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年九月十日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十六年九月十日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年八月二十五日午後五時までに、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三―〇一〇一)に問い合わせる。と。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: Check code generation devices for IC driver's licenses
- (3) Term of use: From January 1, 2015 to December 31, 2019
- (4) Place of use: Information Systems Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and contact point inquiries: Information Systems Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (TEL: 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 9, 2014 (If brought in person: 10:00 A.M. September 10, 2014)